

医学会発 第6号
平成31年4月10日

日本医学会分科会 理事長 会長 殿

日本医学会長
門 田 守 人



「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」, 「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」の取扱いについて」の一部改正について（周知依頼）

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、平成31年4月1日付にて、厚生労働省医政局研究開発振興課長から、別添の通り、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」, 「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」の取扱いについて」の一部改正について周知依頼がありましたので、貴会の会員各位に周知の程よろしくお願ひします。

関連 URL は下記の通りです。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/saisei_iryuu/index.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/000499057.pdf>

なお、詳細は、厚生労働省医政局研究開発振興課 [担当：嶋田氏：電話：03-5253-1111 (内2587)] にお問ひ合わせ下さいますようお願い申し上げます。

日本医学会 電話：03-3946-2121 (内4260)
(担当 高橋)

医政研発 0401 第 1 号

平成 31 年 4 月 1 日

日本医学会 会長 殿

厚生労働省医政局
研究開発振興課長
(公 印 省 略)

「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」の
取扱いについて」の一部改正について

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）長及び認定再生医療等委員会設置者宛に通知いたしましたので、御了知の上、貴職におかれては、貴下団体会員等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきようお願いいたします。